

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
佐渡市	(略)	(略)	佐渡市	(略) 羽茂病院	(略) 佐渡市羽茂本郷 22
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。